

鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則（平成27年鹿屋市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2号中「第1条第2号」を「第1条の5第2号」に改め、同条第3号中「第1条第10号」を「第1条の5第10号」に改める。

第5条第3号中「第1条第8号」を「第1条の5第8号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第9条中「特定教育・保育施設等保育料決定通知書」を「利用者負担額決定通知書」に改める。

第10条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「特定教育・保育施設等保育料変更通知書」を「利用者負担額変更通知書」に改める。

第11条第1項中「支給認定変更申請書」を「支給・給付認定変更申請書」に改め、同条第2項中「特定教育・保育施設等保育料変更通知書」を「利用者負担額変更通知書」に改める。

第15条中「支給認定変更届出書（別記第10号様式）」を「支給・給付認定変更申請書（別記第7号様式）」に改める。

第16条第2項中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第17条第1項中「別記第12号様式」を「別記第11号様式」に改める。

別記第2号様式から別記第9号様式までを次のように改める。

第2号様式（第8条、第17条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長

印

支給認定通知書

保護者

住 所

申込みのあった施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書について、下記のとおり認定したので通知します。

記

子どもの名前 及び生年月日	
認定の可否	
認定可否年月日	
認定者番号	
認定区分等	
有効期間	
備 考	

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）提起することができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長



支給認定証

子ども	氏名		生年月日		
保護者	氏名		生年月日		
	住所				
認定	認定年月日				
	認定者番号				
	認定区分等	1号 2号 3号 (標 短)			
	保育の利用を必要とする理由 (2号・3号に限る。)	続柄：父	続柄：母	続柄：その他	
		就労	就労	就労	
		妊娠・出産	妊娠・出産	妊娠・出産	
		疾病・障がい	疾病・障がい	疾病・障がい	
		介護等	介護等	介護等	
		災害復旧	災害復旧	災害復旧	
		求職活動	求職活動	求職活動	
就学・職業訓練		就学・職業訓練	就学・職業訓練		
虐待・DV		虐待・DV	虐待・DV		
育児休業		育児休業	育児休業		
	その他	その他	その他		
	有効期間	から まで			

注 意 事 項

- 1 特定教育・保育施設に入所する手続を行う際に、この支給認定証が必要になります。
- 2 次のような場合は、支給認定の資格が変更される可能性があります。支給認定の資格を変更する際は、再度支給認定に伴う手続を行う必要があるので、この支給認定証をお持ちの上、市役所の窓口までお越してください。
 - (1) 特定教育・保育施設に入所する子どもが3歳に到達した場合
 - (2) 保護者等の就労等により、保育を行うことができなくなった場合
 - (3) 保護者等の退職等により、保育を行うことができるようになった場合
- 3 支給認定証を破り、汚し、又は紛失した場合は、新しい支給認定証を発行するので、市役所の窓口で申請してください。

(教示文)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長 印

支給認定申請却下通知書

保護者

住 所

申込みのあった施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書について、下記の理由により却下とするので通知します。

記

子どもの名前 及び生年月日	
認定の可否	
認定可否年月日	
却下とする理由	
備 考	

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）提起することができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

年 月 日

様

鹿屋市長

印

利用者負担額決定通知書

保護者

住 所

下記のとおり利用者負担額を決定したので通知します。

記

入所する子どもの名前 及び生年月日	
入所する事業所の名称	

入所決定区分	
利用者負担額の 階層及び月額	
備 考	

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）提起することができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

年 月 日

様

鹿屋市長



利用者負担額決定通知書

事業所長

下記のとおり利用者負担額を決定したので通知します。

記

入所する子どもの名前 及び生年月日	
入所する事業所の名称	
入所決定区分	
利用者負担額の 階層及び月額	
備考	

第6号様式（第10条、第11条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長

印

利用者負担額変更通知書

保護者

住 所

下記のとおり利用者負担額を変更したので通知します。

記

入所する子どもの名前 及び生年月日	
入所する事業所の名称	

利用者負担額の 階層及び月額	
備 考	

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

年 月 日

様

鹿屋市長



利用者負担額変更通知書

事業所長

下記のとおり利用者負担額を変更したので通知します。

記

入所する子どもの名前 及び生年月日	
入所する事業所の名称	

利用者負担額の 階層及び月額	
備考	

鹿屋市長 様

保護者氏名 _____

(自署の場合は押印不要)

電話番号 _____

次のとおり変更等を届け出ます。

入所児童	フリガナ 氏名	生年月日	性別	利用施設
	-----	H・R 年 月 日生	男・女	
	-----	H・R 年 月 日生	男・女	
	-----	H・R 年 月 日生	男・女	

以下の該当する変更事項に☑し、記入してください。

変更事項	変更前		変更後			
<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母)	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 育児休業等 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 就労 (<input type="checkbox"/> 勤務先変更 <input type="checkbox"/> 勤務時間変更) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 育児休業等 <input type="checkbox"/> その他 ()			
<input type="checkbox"/> 保護者名	(続柄:)		(続柄:)			
<input type="checkbox"/> 児童名						
<input type="checkbox"/> 住所						
<input type="checkbox"/> 世帯員 ※婚姻については、保育を必要とする理由の証明書類が必要です。	増減理由	<input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他 () 事由発生日: 年 月 日				
		氏名	続柄	性別	生年月日	
<input type="checkbox"/> 税の更正	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母以外の扶養義務者					
<input type="checkbox"/> 希望施設	第1希望:	第2希望:	第3希望:			
<input type="checkbox"/> 希望する利用期間	変更後: 年 月 日 ~ 年 月 日					
<input type="checkbox"/> 長期欠席 ※1か月以上	欠席期間: 年 月 日 ~ 年 月 日					
	欠席理由					
<input type="checkbox"/> 取消し						
<input type="checkbox"/> その他						

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長

印

支給認定変更通知書

保護者

住 所

申込みのあった施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書について、下記のとおり変更したので通知します。

記

子どもの名前 及び生年月日	
認定の可否	
認定可否年月日	
認定者番号	
認定区分等	
保育必要量区分	
有効期間	
備 考	

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長

印

支給認定取消通知書

保護者

住 所

申込みのあった施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

子どもの名前 及び生年月日	
認定の可否	
認定可否年月日	
認定者番号	
認定区分等	
保育必要量区分	
有効期間	
備 考	

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第10号様式を削り、別記第11号様式を別記第10号様式とし、別記第12号様式を別記第11号様式とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。